

よなごの国保

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新について

令和元年7月31日をもって、お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、7月中旬に簡易書留で世帯主の方に新しい保険証をお送りします。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の場合には、2通以上届くことになります。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。

●有効期限について

保険証の更新は毎年8月1日になります。今回お送りする保険証の有効期限は令和2年7月31日となっています。ただし、下記に該当する方の有効期限は異なったものになります。

- ☆退職者の保険証が届いた方で令和2年4月1日までに65歳になる方
- ☆後期高齢者医療制度に変わる方(令和2年7月31日までに75歳になる方)
- ☆高齢受給者に該当する方(令和2年7月1日までに70歳になる方)
- ☆学生の届けをいただいております令和2年7月31日までに卒業予定の方

●保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送しますが、留守等の場合は郵便局で1週間保管されます。もし1週間以内にお受け取りをされなかった場合には、保険課へ返送されますので、ご注意ください。

※一定額以上保険料の滞納がある方には、保険証が郵送されません。保険証が届かない場合には、保険課収納担当(23-5124)までご連絡ください。

なお、現在お持ちの保険証は、有効期限が令和元年(平成31年)7月31日までとなっていますので、新しい保険証が届きましたら、個人情報かわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

平成30年度の国民健康保険事業の収支状況概要をお知らせします

(単位:千円)

歳入<総額 14,750,535 >		歳出<総額 14,685,024 >	
保険料	2,734,112	総務費	361,370
県支出金	10,279,864	保険給付費	10,059,522
繰越金	193,974	国民健康保険事業費納付金	3,901,136
一般会計繰入金	1,492,594	保健事業費	138,668
その他	49,991	その他	224,328

国民健康保険事業の会計は、加入者(被保険者)の納める保険料や県からの補助金等を収入として、主に医療費(保険給付費)の支払いを行っております。

歳入総額のうち、約19%が保険料です。被保険者数の減少により、前年比で約9千4百万円の減となりました。

歳出総額のうち、約69%が保険給付費です。こちらも被保険者数の減少により、前年比で約8千9百万円の減となりました。

平成30年度の決算は、約6千5百万円の黒字となります。

米子市保険課 Tel(0859) 23-5121(高額療養費等)

23-5122(保険証、後期高齢者医療等)

23-5407(人間ドック等)

23-5124(納付相談等)

23-5129(口座振替等)

令和元年7月1日

令和元年度(平成31年度)の国民健康保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料は、4月1日を賦課期日として計算し、4月から翌年3月までの1年度分を納付していただきます。保険料の納付方法には、納付書や口座振替により納付する方法(普通徴収)と、年金から天引きする方法(特別徴収)があります。

なお、お送りする納入通知書は、『平成31年度国民健康保険料納入通知書』と記載しております。

納付書・口座振替で納付の方(普通徴収)

国民健康保険料納入通知書を7月中旬に、8期分をまとめてお送りします。お近くの金融機関、コンビニエンスストア、保険課、淀江支所地域生活課で納めてください。

なお、口座振替をご利用の方は、納期限の日にご指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、口座の確認をお願いします。また、パソコン等からインターネットを通じてクレジットカードによる納付もできます。(クレジット納付では、納付額のほかに決済手数料が必要です。)

令和元年度(平成31年度)国民健康保険料の納期限

1期	令和元年7月31日(水)	4期	令和元年10月31日(木)	7期	令和2年1月31日(金)
2期	令和元年9月2日(月)	5期	令和元年12月2日(月)	8期	令和2年3月2日(月)
3期	令和元年9月30日(月)	6期	令和元年12月25日(水)		

※納期内での納付が困難な方は、分割納付などの方法がありますので、保険課収納担当(23-5124)へご相談ください。

※ペイジー口座振替受付サービスをご利用ください

市役所の窓口で、対象金融機関のキャッシュカードを専用の端末機に読み込ませ、暗証番号を入力するだけ(金融機関への届出印は必要ありません)で口座振替のお申し込みができる、「ペイジー口座振替受付サービス」もあります。(手続きができるのは口座名義人の方のみです。)

年金から天引きの方(特別徴収)

保険料を年金から天引きされている方の納付月は、年6回、年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、2月となります。(4月、6月、8月は仮徴収)

なお、保険料を滞納していない方であれば、特別徴収を中止して、口座振替による納付に変更することができますので、ご希望の場合は、保険課または淀江支所地域生活課で手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】

保険証、国民健康保険料納入通知書、振替を希望する口座の預(貯)金通帳及び届出印

※7月31日までにお手続きをいただいた場合には、10月に支給される年金から特別徴収が中止となります。

国民健康保険料の減免制度について

災害や病気など特別な理由で国民健康保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免される場合があります。減免の対象となる保険料は減免の理由が発生した日以後、または申請日以後の納期分の保険料となります。

詳しくは、保険課保険業務担当(23-5122)へご相談ください。

減免の理由区分	減免の限度額	申請に必要なもの
震災、風水害、落雷、火災またはこれに類する災害を受け、保険料の納付が困難となったとき	減免対象となる保険料の4/10相当額～全額	・り災証明書 ・保険証
納付義務者等が生活保護法の規定による保護の適用を受けたとき	生活保護適用日以降の納期に係る保険料の全額	・生活保護開始決定通知書
死亡、長期にわたり就労阻害となる疾病、失業(自己退職は含まず、企業倒産等によるもの)等により、当該年の納付義務者等の所得の見積額の合計額が、前年の納付義務者等の所得の合計額の2分の1以下に減少するために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額の4/10相当額～8/10相当額	・診断書 ・離職票 ・源泉徴収票など所得がわかるもの ・保険証 など
おおむね65歳以上の方や障がい者、家族に病人、身体障がい者、幼児等がいることにより看病・介護等をしなければならないため働きたくても働くことができない状態の者が構成されている世帯で、所得の見積額が低額であるために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額及び資産割額の合計額の2/10相当額～6/10相当額	・診断書 ・源泉徴収票など所得がわかるもの ・障害者手帳など障がいの状況がわかるもの ・保険証 など

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新について

令和元年7月31日をもって、お持ちの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、7月中旬に簡易書留で新しい保険証をお送りします。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。なお、新しい保険証は、8月1日からお使いいただけます。

●有効期限について

保険証の更新は毎年8月1日になります。今回お送りする保険証の有効期限は令和2年7月31日となっています。

●保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送しますが、留守等の場合は郵便局で1週間保管されます。もし1週間以内にお受け取りをされなかった場合には、保険課へ返送されますので、ご注意ください。

なお、現在お持ちの保険証は、有効期限が令和元年(平成31年)7月31日までとなっていますので、8月になりましたら、個人情報かわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

●保険料の納付について

原則として、年金から天引き(特別徴収)されますが、特別徴収ができない方については、納付書や口座振替による納付(普通徴収)となります。年度途中で新たに被保険者になられた場合や転入をされた場合も、しばらくの間は普通徴収となります。

なお、保険料を滞納していない方であれば、特別徴収を中止して、口座振替による納付に変更することができますので、ご希望の場合は、保険課または淀江支所地域生活課で手続きをお願いします。

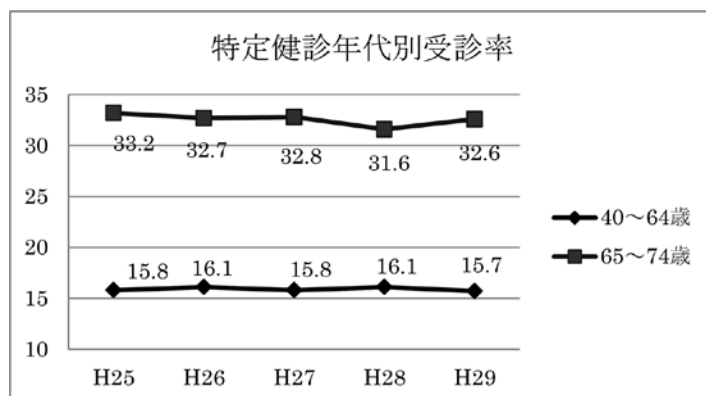
【手続きに必要なもの】

保険証、後期高齢者医療保険料納入通知書、振替を希望する口座の預(貯)金通帳及び届出印

※7月31日までにお手続きをいただいた場合には、10月に支給される年金から特別徴収が中止となります。

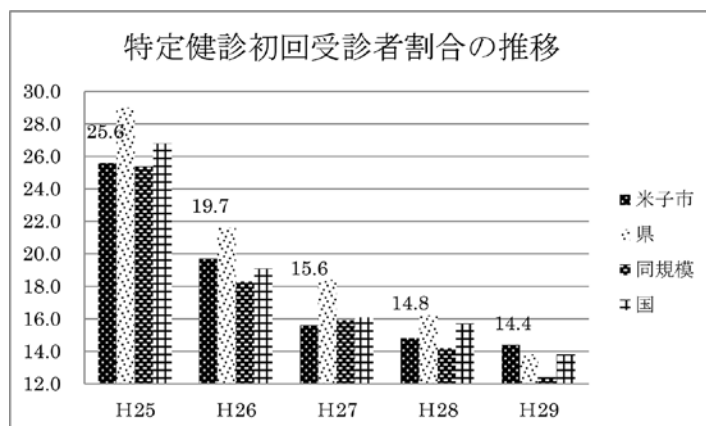
米子市国民健康保険第2期データヘルス計画から

今回は、特定健康診査の状況をお知らせします。



健診の受診率は約30%を推移していますが、年代別に比較すると、受診率に大きな差があります。

特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した検査内容となっていますので、若い世代の多くの方に受けていただきたいと思います。



『初めて特定健康診査を受けた』という方の割合は、年々減少していますが、直近2年間は急激な下降なく推移しています。

今後も受診者層の拡大に向け、工夫しながら周知啓発に努めます。

詳しくは、米子市ホームページをご覧ください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

●国民健康保険にご加入の方 更新の手続きは7月1日(月)からです。

現在交付している認定証は、令和元年(平成31年)7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、保険証をお持ちになり、保険課または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします。

また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申請を行ってください。

対象となる方

年 齢	住民税課税区分	交付する認定証
70歳未満	課税世帯	限度額適用認定証
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳以上75歳未満	課税世帯	※注(一部の方は認定証の交付対象ではありません)
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

※70歳以上75歳未満の住民税課税世帯のうち、所得区分が現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満)及び現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)の方は、「限度額適用認定証」の申請が必要となります。それ以外の方は、保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。このため、認定証の申請は必要ありません。

※認定証の申請には、保険料の未納がないことが要件となります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定は、令和元年8月から令和2年7月の期間は令和元年度(平成31年度)の住民税課税状況で判定します。

※認定証の他に「高額療養費委任払制度」があります。ただし、医療機関の同意及び市の審査決定などが必要となりますので、必ず事前に保険課までご相談ください。

●後期高齢者医療制度にご加入の方

現在、認定証を交付している方(お手元に令和元年(平成31年)7月31日有効期限の認定証をお持ちの方)で課税区分が変わらない場合は、自動更新になります。更新した認定証は7月下旬に郵送いたします。また、新たに認定証が必要な方は、7月1日(月)から随時交付いたしますので、保険証と印鑑をお持ちになり、保険課または淀江支所地域生活課で申請を行ってください。

※世帯に所得未申告の方がいる場合は、自動更新とはなりません。

※住民税が課税されている世帯の中で、「限度額適用認定証」の申請が必要な方と必要でない方(保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります)があります。詳しくは保険課へお尋ねください。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定は、令和元年8月から令和2年7月の期間は令和元年度(平成31年度)の住民税課税状況で判定します。

「高額療養費制度」と「限度額適用認定証」について

医療機関の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担です。

「限度額適用認定証」は入院・手術などで診療費が高額になる場合に、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けていただき医療機関の窓口へ提示いただくことで、1か月(1日から月末まで)の診療費用の患者さんの負担額が自己負担限度額までの支払いとなり、一時的な多額の現金の支払いを軽減することができます。

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。